

## 院内がん登録とは

「がん対策基本法」に基づいた「がん対策推進基本計画」の中で、がん登録の推進が挙げられています。それに基づき、厚生労働省の指定を受けた、がん診療連携拠点病院である当院は、平成19年（2007年）より院内がん登録をおこなっています。

院内がん登録とは、その施設におけるがん診療の実態を把握し、がん診療の質の向上とがん患者さんの支援をめざして活動をおこなうものです。入院・外来を問わず、がんの診断・治療を受けた全患者さんについて、がんの診断治療、予後に関する情報を登録する仕組みで、腫瘍毎（1腫瘍1登録）の登録をおこなっています。

登録により収集された情報は、以下の目的に利用いたします。

- ・ 国立がんセンターがん対策情報センターへの情報提供
- ・ 全国がん登録（埼玉県）への情報提供
- ・ 自施設のがん医療実態の把握
- ・ 診療活動の支援、研究、教育のための資料提供
- ・ がんに関する医療活動の評価（統計）の資料作成

院内がん登録の内容は「がん診療連携拠点病院 院内がん登録 標準登録様式」に準拠して情報を収集し、部位および組織の分類・登録には『国際疾病分類－腫瘍学 第3.2版（ICD-O-3.2）』を、病期分類（ステージ分類）には『UICC-TNM悪性腫瘍の分類 第8版』を使用しています。

当院では、国立がん研究センターがん対策情報センターの研修を受講した診療情報管理士が登録をおこなっています。

なお、個人情報につきましては、法令、さいたま市個人情報保護条例に基づき適正に取扱い、保護、管理しています。